

土木工事における猛暑日を考慮した工期設定について

浜松市が発注する土木工事は、国土交通省大臣官房技術調査課監修「公共土木工事 工期設定の考え方」に準拠し工期設定を行っており、天候等による作業不能日を見込んでいますが、近年、猛暑日の観測が多く、日によっては現場作業が困難な時間が長くなることが想定されることから、作業不能日に猛暑日を反映した工期設定を下記の通り実施します。

記

対象期間：6月～9月

- 1 当初設計の工期設定を猛暑日日数^{*1}を考慮したものとします。
- 2 当初の見込み（特記仕様書に記載）を超えた猛暑日日数があり、作業を中止せざるを得なかった場合は工期延長協議の対象となります。
- 3 工期延長協議

現場における8：00～17：00において、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点^{*2}におけるWBGT値が31以上となった時間かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を合計し、8で除した数値（小数点以下第一位を四捨五入）及び中断又は閉所を確認できるものを算定資料とし受発注者間において協議します。

*1 猛暑日日数 過去5年間の8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を日数換算し平均した値

*2 観測地点 浜松観測所・天竜観測所・佐久間観測所（参考：環境省 熱中症予防情報サイト）

《問合せ先》

財務部技術監理課 技術管理グループ

電話 4 5 7 - 2 4 2 6